



農業参入時・参入後の留意点

1 農業参入するまで

- (1) **事前準備** 参入目的の再確認→地域や市町等、関係者へ説明するため
作物・規模・販売先の検討→営農計画の作成につながるため
参入地域の検討→農家・農村を理解し、地域と調和を図るため
- (2) **事前協議** (農業委員会等に相談)
農地等の情報収集→事務所や格納庫等、農地以外の用地も要検討
就農までのスケジュール作成→経営開始後の目標までを含む
手続き等必要事項の確認→農地法以外、登記内容の確認等
- (3) **参入準備** 営農計画の作成、農地・農業技術者・資金の確保、施設・機械の整備
- (4) **農地の貸借** (農地法3条・利用権設定)
市町農業委員会の許可が必要
- (5) **営農開始**

2 農業参入した後

農地所有適格法人の要件は、農地の権利取得後も満たされていることが必要です。

このため、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、事業の状況等を市町や農業委員会へ報告が必要です。この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合、30万円以下の過料が課せられます。また、農業委員会は農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断した場合、法人に対する必要な措置をとるよう勧告します。勧告後、法人から農地の譲渡について申出があった場合、あっせん措置もあります。

なお、農地を適正に利用することはもちろん、関係機関に対する報告や情報交換を継続的に行うことや、地域の維持発展に関する話し合いや農道・水路等の保全活動の参加等、地域に定着できるよう努力することが必要です。

企業の農業参入についての県相談窓口

栃木県農政部	住 所	電話番号	所管エリア
河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3061	宇都宮市、上三川町
上都賀農業振興事務所	鹿沼市幸町1-3-21	0289-62-5236	鹿沼市、日光市
芳賀農業振興事務所	真岡市荒町5197	0285-82-4720	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町5-20	0282-23-3801	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-1252	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
那須農業振興事務所	大田原市本町2-2828-4	0287-23-2151	大田原市、那須塩原市、那須町
安定農業振興事務所	佐野市堀米町607	0283-23-1455	足利市、佐野市

栃木県農政部 経営技術課

TEL 028-623-2317 FAX 028-623-2315

市町の相談窓口、参入期待地域については、下記のHPをご覧ください

栃木県 企業参入 で 検索

HPアドレス http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/keieitai/sannyu/nougyo_sannyu.html



(H28.2) 5社/バルブ配合率80%再生紙を使用